

(1) まちづくりの目標

久之浜・大久地区のまちづくりの共通目標を、次のように設定します。

まちづくりの目標

悠久の風がまじわるふるさと 2050

東日本大震災後、多くの方々との対話の中で「時」や「時間」の大切さを再認識させられました。

この町は、多くの言い伝えや独自の地名が培われた場所だということに多くの人が気づきました。

私たちの住む地区には、三森山から湧き出る水とそよ吹く風に黄金色の恵みがゆれ、磯の香る波立海岸の先には殿上山。そして大海原から大漁旗をなびかせ陸（おか）に上がる魚。このように久之浜・大久地区は自然の恵みとともに生活してきました。

「久」の文字には共通した誇りがあります。ここでの人々の暮らしや伝統・歴史が息づく姿を「悠久の風とまじわる」と表現します。

新しく生まれ変わる町、この地に思いをはせて活動する人々の活動する姿。誰もが心のよりどころにしてしまう魅力のあるまちがあるからこそ、そこに「ふるさと」を感じます。

そして、21世紀半ばの西暦2050年。この「2050」という数字によって明確な目標が見えてきます。自分の立場や立ち位置だけではなく、世代に合わせた目標を定めることにより、昔の人の活動ではなく自分の子供の頃の活動が将来の自分の活動となることを知ってもらい、未来を担う次世代の人々の視点を大切にして、まちをつくっていきます。



三森神社 (H25年9月)



久之浜第一幼稚園運動会 (H24年10月)



久之浜港 (H25年11月)

(2) まちづくりの基本理念

「まちづくりの目標」を目指した施策や行動は、次の基本理念のもとで進めます。

基本理念は、市民や行政がまちづくりへの取り組みを進めるにあたって、共通に持つべき心構え、姿勢ともいうべきものです。

まちづくりの基本理念

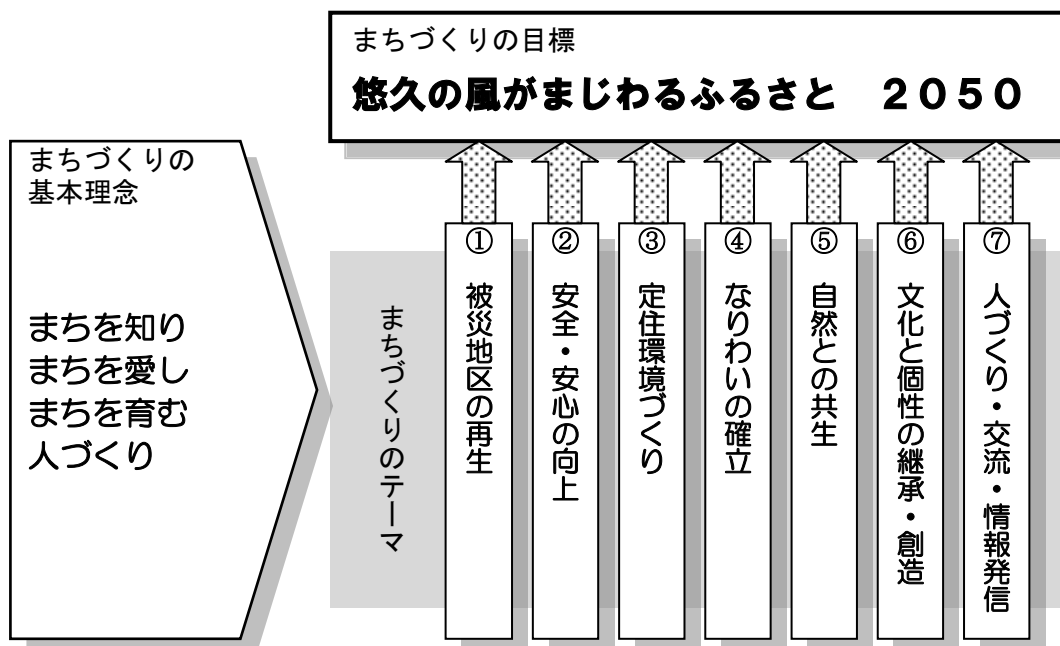
まちを知り まちを愛し まちを育む 人づくり

まちづくりを進めるには、昔の人の活動を知ってもらうことだけではなく、いまを考え共に行動してもらうことが大切です。

ひとりでも多くの住民が自主的に参加できる環境と風習、習慣、風土、人柄を知り、学ぶことによりまちへの愛着が生まれ、さらに、世代を越えた人々の交わりが新たな知恵と力を生み出し、地区の発展につながります。

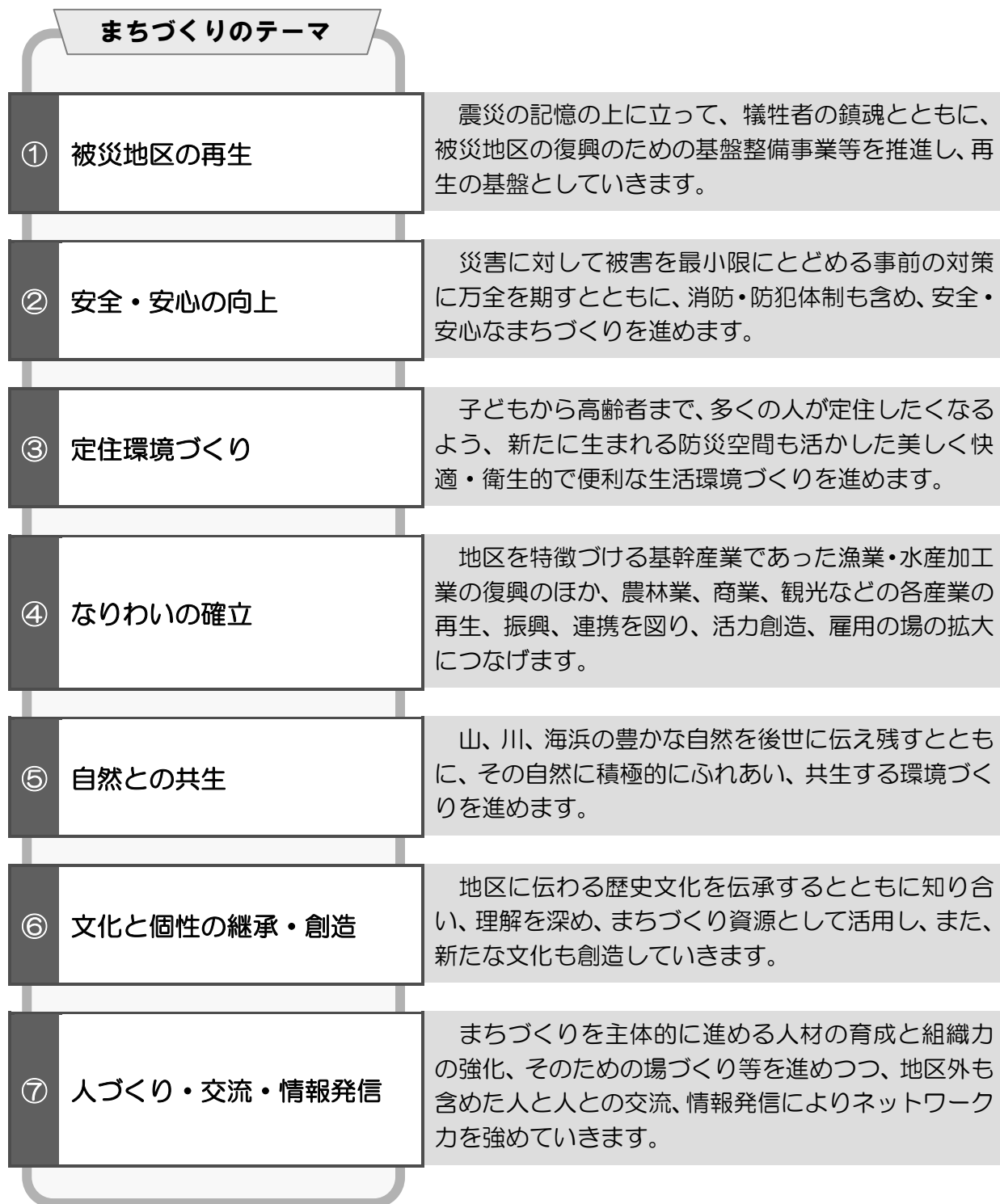
大事なものは、そのようにまちを知り、愛し、育てようとする「人」のエネルギーであり、そういう「人づくり」を常に根底に置いて、まちづくりの諸活動に取り組んでいきます。

[参考図] まちづくりの目標・基本理念・テーマの関係



(3) まちづくりのテーマ

基本理念にそって「まちづくりの目標」を目指すために、次の7つの「まちづくりのテーマ」を定め、そのもとに進めるべき具体的方策を位置づけます。



◆「まちづくり方策」の見かた

7つの「まちづくりのテーマ」ごとに、まちづくり方策の中項目（ア、イ、ウ、・・・）、小項目（a、b、c、・・・）を設定し、各小項目での取り組み内容を示しています。

【実施主体】

- 行政 : 公共事業として行政が主体となって実施するもの
- 市民・民間 : 民間企業、商店会、まちづくり団体、地域住民が主体となって実施するもの
- ★協働 : 地元と行政が目的を共有し、役割分担を行いながら協働により取り組むもの（民間主体で実施する事業に対しての市補助事業も含む）

【実施時期】

- ・短期 : 復興期 [～平成 27 年度末]（現在実施中の事業、既存事業や制度の中で短期的に対応が可能なもの、課題の整理や地域の合意形成が比較的容易なもの）
- ・中期 : 概ね5年（調査検討中で今後具体化に向け事業手法や事業費について引き続き検討を進めるもの、課題の整理や地域の合意形成等に一定の期間を要するもの）
- ・長期 : 概ね 10 年以上（長期的なまちづくりの視点で取り組むもの、大規模で事業化を見極めるには、課題の整理や合意形成、優先順位の検討、関係機関との調整等に十分な時間が必要なもの）

※本グランドデザイン策定時点で関連する取り組みを行っており、中長期的な視点から今後も取り組みを継続していく必要があるものは、短期～中長期までの連続表示としています。



花壇づくり（久ノ浜駅前道路愛護会）
（H25年12月）



みつもり太鼓（H25年5月）

(1) 被災地区の再生

ア) 津波防御対策

a. 防潮堤・防災緑地の整備等	県による防潮堤、津波防災緑地整備の早期完成を目指すとともに、海岸、港の防潮対策を進めます。
b. 河川防災対策	大久川の護岸復旧工事を早期に完成させ、合わせて、津波遡上や河川増水に備えた防災対策を強化します。

イ) 被災市街地の再興

a. 震災復興土地区画整理事業の推進	久之浜市街地では、旧国道東側の津波被災市街地と駅西側の高台を一体とした「久之浜震災復興土地区画整理事業」を迅速に進め、柔軟な土地の再配置により市街地を再生させます。
b. 津波避難ビルの整備	旧支所の場所には、市役所支所、公民館（まちづくり活動拠点）を兼ねた津波避難ビルを整備し、復興のシンボルとします。
c. 防災集団移転促進事業の推進	金ヶ沢、末続地区では、防災集団移転促進事業を推進します。

ウ) 居住の場の再建

a. 災害公営住宅の整備	大久川左岸の工場跡地には、被災者の恒久的な生活の場となる災害公営住宅を建設します。
--------------	---

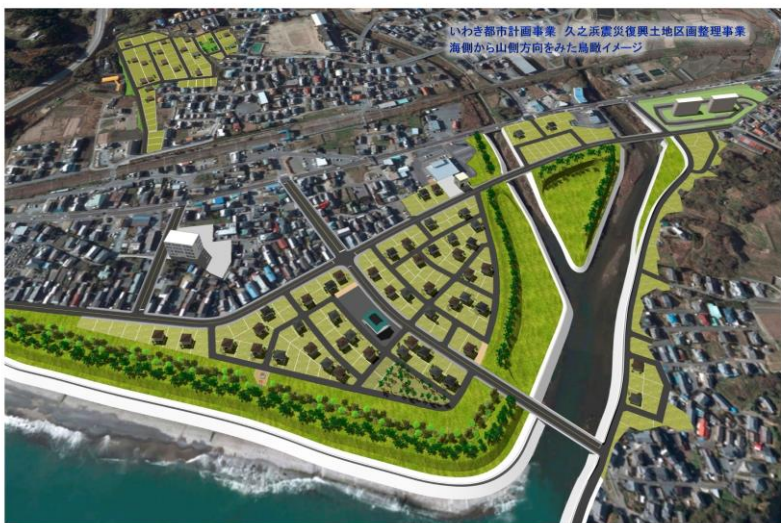
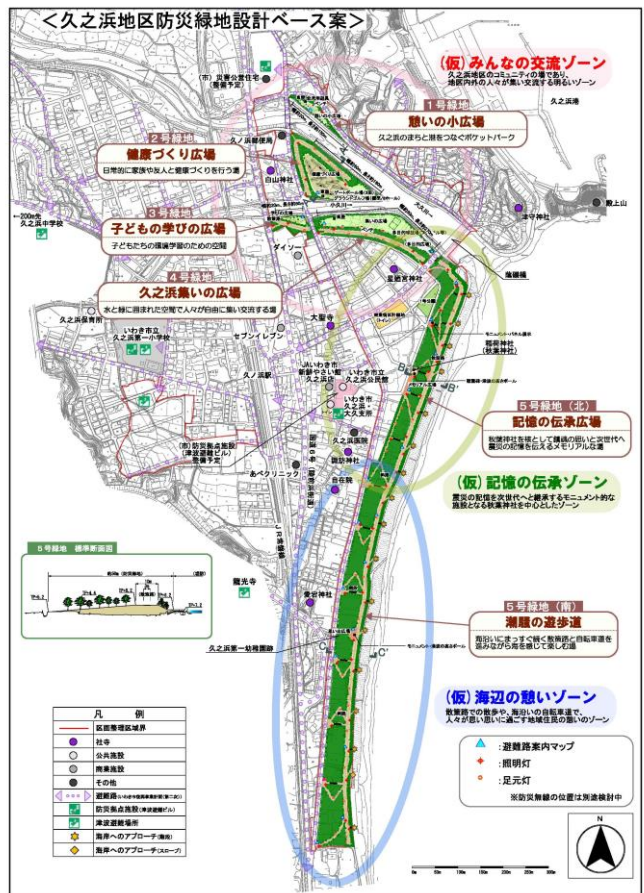
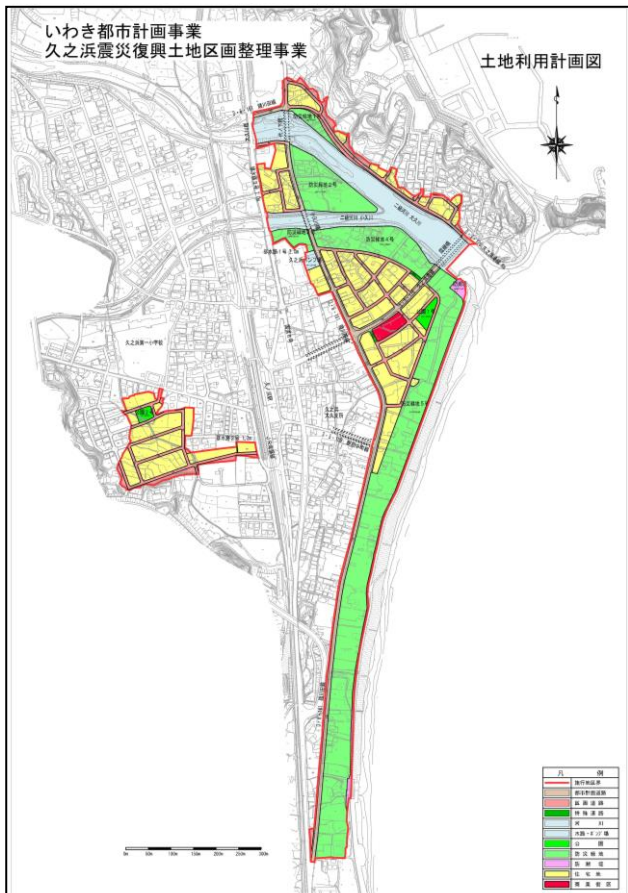
エ) 鎮魂と被災の記録

a. 鎮魂の杜づくり	防災緑地等を活用し、津波等の被災状況を記録・説明し、物故者の鎮魂となる記念のモニュメント設置や植樹、鎮守の杜づくり等を行い、後世に伝えます。
b. 被災の記録と発信	被災の記録等を様々な情報媒体を活用して発信します。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
■			▶		
■			▶		
■			▶		
■			▶		
		★	▶		
		★	▶		



津波被災地の家屋基礎撤去工事（H25年5月）



久之浜震災復興土地区画整理事業
鳥瞰イメージ図



防災緑地メモリアル広場
整備イメージ図

(2) 安全・安心の向上

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
■			▶		
		★	▶		
■			▶		
		★		▶	
		★	▶		
		★	▶		
■			▶		
■			▶		

ア) 避難路整備と誘導

- a. 避難路・誘導サイン等の整備
都市防災総合推進事業等により、津波等からの避難路、避難誘導サイン等を整備します。また、避難路の整備では、道路の拡幅や常磐線の円滑な横断ルート確保、国道6号バイパスへの避難ルート確保、高齢者等も安全に避難できる道路構造などに配慮します。
- b. 避難誘導サイン等の整備と運営
安全な避難路を周知し、誘導するためのサインを工夫するとともに、夜間照明の活用などによる避難誘導の方策等について検討を行います。

イ) 避難場所の充実

- a. 避難場所の体系的な指定等
災害時の避難場所について、震災の教訓も踏まえた見直しも含めて、一時避難場所から避難施設までの体系的な指定、施設・設備の充実を進めます。
- b. 集会所の設置促進
災害時に避難施設ともなる集会所の設置を進めます。
- c. 福祉避難所の機能整備
高齢者や障がい者など災害弱者を受け入れる福祉避難所の機能整備を行います。

ウ) 災害時要援護者の支援

- a. 事前の対応方法の確立
民生委員や行政区が連携し、高齢者や障がい者など災害時要援護者の日常的な声かけなどによる状況把握と、緊急時の避難誘導等の対応方法を確立します。
- b. 地域での互助体制づくり
特に、独り暮らし高齢者等の見守りや情報提供、非常時の安否確認や避難支援などを地域の互助で行う体制をつくります。

エ) 災害情報の伝達

- a. 防災無線の整備拡充
防災無線が不十分な区域を解消するため、整備拡充を進めます。
- b. 情報伝達手段の多様化
防災情報・災害情報を伝えるための手段として、防災ラジオの配布など、様々な方法を検討し、実施・運用します。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
		★			▶
		★			▶
		★	▶		
■				▶	
			▶		
		★			▶
		★			▶
		★			▶
		★			▶

オ) 地域の防災体制強化

- a. 自主防災組織の見直し
町内会、隣組などの地域組織の運用と見直しに合わせ、自主防災組織も見直しを行い、自助・共助による防災体制、緊急時の救護・救援等の体制を強化します。
- b. 避難訓練・防災活動の展開
まちぐるみの避難訓練を定期的に行い、防災緑地等を活かした防災活動を展開します。

カ) 防災意識の向上

- a. 自助・防災意識の啓発
学校や地区行事などを通じて防災意識の啓発を続け、各世帯の備えを強化します。特に震災がもたらしたものを後世に伝える活動を進めるとともに、まず自分の身は自分で守る意識の浸透を図ります。
- b. 防災教育活動の展開
学校での防災教育を強化するとともに、いわき海浜自然の家と連携し、防災教育活動を展開します。

キ) 消防体制の強化

- a. 消防体制の拡充強化
消防水利の整備充実や、消防団詰所の再建など、地区の消防体制の拡充強化を進めます。

ク) 防犯体制の充実

- a. 街路灯(防犯灯)の充実
市街地内や郊外、散策路などでの夜の安全確保のため、街路灯(防犯灯)の整備を充実させます。太陽光やLED利用などで省エネ型とします。
- b. 地区の防犯体制の強化
駐在所移転の検討や防犯カメラの設置、市街地での見通しの確保、整備される防災緑地でのパトロールなど、防犯体制を強化し、人の目線を感じる安全なまちづくりを進めます。

ケ) 交通安全対策

- a. 交通安全対策の強化
危険箇所でのガードレールやミラーの設置など、交通事故防止、安全対策を強化します。

コ) 放射線からの安全

a. 放射線量把握と除染活動	正確な放射線量の把握をもとに、地区の除染活動を、計画的かつ早期に実施します。
b. 廃炉行程の監視	原発の廃炉に向けた行程の監視を強化し、早期に安心して住める環境を整えます。
c. 放射能等の知識の普及	放射能、放射線の正しい知識のわかりやすい教育を行い、不安を解消するとともに関連人材を育成します。
d. 食の安全確保	農作物や水産物、飲料水の放射性物質検査体制を強化し、食の安全を確保します。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
■			▶		
		★		▶	
■				▶	
		★		▶	



久之浜第一幼稚園防火パレード (H24年11月)



被災の記憶を伝える (H23年9月)



放射線知識の学習 (H24年4月)



除染活動 (H26年2月)

(3) 定住環境づくり

ア) 土地の有効活用

- a. 土地の有効活用の検討
- 宅地の確保や農業環境、自然環境の保全などのバランスに配慮しつつ、国道6号久之浜バイパスの整備等の環境変化を考慮して土地利用規制を検討し、土地の有効活用を進めます。

イ) 被災者の受け入れ・融合

- a. 被災者の受け入れ・定住促進
- 双葉郡からの避難者をはじめ他地区、市外からの被災者を受け入れ、第二の故郷として定住できるよう、情報提供や宅地の整備提供、関連する各種環境整備などを行い、地区人口の増加につなげます。

ウ) 防災集団移転跡地の活用

- a. 防災集団移転跡地の有効活用
- 金ヶ沢、末続の防災集団移転の跡地の利用方法を協働で検討し、地区の活性化に役立つ有効な活用を行います。

エ) 地域の保健・医療体制の充実

- a. 地区の医療・福祉環境の充実
- 病院や診療所の誘致に向けた用地の確保提供、医療・介護人材の確保などにより、地区の医療・福祉環境の充実を進めます。
- b. 医療・介護の支援ネットワーク形成
- 災害公営住宅等での生活の安心を確保するため、生活相談窓口機能の設置を検討するなど、医療・介護の連携による支援ネットワークを構築します。
- c. 健康づくり活動の推進
- 地区住民が年齢を問わず健康な生活を送れるよう、保健活動・地区ぐるみの健康づくり活動を推進します。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
		★	▶		
■			▶		
		★	▶		
		★	▶		
		★	▶		▶



高齢者の医療・介護 (H23年10月)

オ) 高齢者等の生活支援

a. 地域包括ケアシステムの構築	地区の福祉等の人材を活用し、地域包括ケアシステムを構築することで、高齢者等が安心して生活できる環境を整えます。
b. 高齢者の交流や生活の支援	高齢者どうしが交流しあって健康で生きがいある自立した生活を送れるよう、地区をあげて支援します。
c. 高齢者の生活支援の仕組みづくり	高齢者のコミュニティの場をつくとともに、買物宅配システムの運営などを通じて、生活支援を行います。

カ) 子育て支援の充実

a. 子育て支援施設環境の充実	地区の将来を担う健全な次世代を育成するため、子ども会育成会等の活動を推進しつつ、子育て支援の施設環境の充実を検討し、実践します。
b. 子どもを守り育てる取り組み	小中学校と保育園の連携や、子どもの安全な遊び場の確保、短時間でも子どもを預けられる施設や仕組みづくり、子ども憲章の制定など、地域で子どもを守り育てる取り組みを進めます。

キ) まちの中心核・軸の形成

a. まちの中心核の形成	久之浜土地区画整理事業地区内の中心街区に、商業施設と合わせ、福祉やコミュニティ施設など人が集まる施設を集約させ、ワンストップ型の魅力あるまちの中心核を形成します。
b. まちの中心軸の形成	これを含め、久ノ浜駅から港、海岸への賑わいルートを形成し、まちの中心軸として、新旧の地区の一体化を導き、海を感じられるまちづくりにもつなげます。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
		★	→		
		★	→		
	●		→		
		★	→		
■			→		
		★			→
		★			→



久之浜保育所運動会 (H24年9月)



植樹活動 (H26年3月)

ク) 道路ネットワークの強化

a. 地区内外の道路網の充実	久之浜・大久地区内や周辺地区をネットワークする道路網の整備を検討します。狭隘な区間の拡幅や歩車道の分離、橋梁の建設などを効果的に組み合わせ、災害時にも安全な生活基盤の形成、渋滞対策につなげます。
b. 歩行者ネットワーク整備	自動車による道路網とともに、歩行者のネットワーク整備も進め、快適で歩きたくなる道路環境を形成します。
c. 久ノ浜駅東西の連絡確保	久ノ浜駅の東西を結ぶ立体橋の整備を検討し、歩行者を含めた通行に供します。
d. 国道6号久之浜バイパスの有効活用	国道6号久之浜バイパスをまちづくりに活かしていくための有効な方策について検討を進めます。

ケ) 地区内公共交通の確保

a. 地区内循環公共交通システムの検討	久ノ浜駅を中心に、地区内を循環するバスなどの公共交通システムを検討し、交通利便を確保します。デマンド型、住民参加型など様々な方法を検討し、地区の実情に見合ったシステムを形成します。
---------------------	--

コ) 鉄道の有効活用

a. 鉄道利用の促進	久ノ浜駅、末続駅の利用を促進し、鉄道を移動の軸とした生活形態の普及により駅周辺の活性化につなげます。
b. 駅前周辺に人が集まるしかけづくり	駅と商業街区の間の快適な歩行環境整備や、駅前を利用したイベントなど、人が集まるしかけづくりを進めます。
c. 駅利用者の利便性向上	駅利用者の駐車場確保や駅西側からの利用利便性向上を検討します。
d. 鉄道利用利便の向上促進	JR常磐線の利用利便向上、旅客誘致の魅力づくりを促進します。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
■			▶		
		★	▶		
■					▶
		★	▶		
		★	▶		
	●				▶
		★			▶
		★	▶		

サ) 防災緑地の活用

a. 防災緑地活用のための機能形成	幅 50mにも及ぶ防災緑地の空間を、環境学習や自然とのふれあい、イベントやスポーツ、散策や森林浴、健康づくり、交流等の場として活用できるよう、それらに必要な機能の形成を、防災機能と調和した形で進めます。
b. 防災緑地活用施設の選択的整備	防災緑地での防風林の造成や散策路、サイクリングロード、広場、キャンプ場、パークゴルフ場等の中から可能な施設整備を選択して行います。
c. 防災緑地利用者駐車場の確保	それらの利用者のための駐車場を、商業街区との併用等も含め確保します。

シ) 防災緑地の協働運営・維持管理

a. 防災緑地の協働維持管理	防災緑地の清掃や草刈り、樹木剪定・利活用、防犯パトロールなどの運営・維持管理活動を住民参加で組織的に行う運営体制・組織を確立し、推進します。
b. 協働運営への小中学生の参加	これらの協働運営活動には、小中学生も積極的に参加して、未来に向けて緑地を育てていきます。

ス) 緑のネットワークづくり

a. 緑のネットワークの環境づくり	防災緑地や大久川などを含め、各施設を結び散策やサイクリングで区内を快適に回遊できる緑のネットワークを位置づけ、散策路やサイクリングロードなど安全で快適な環境づくりを行います。
b. 地区内の緑化・植栽の推進	大久川沿いでは、桜並木などの植栽と管理を住民主導で行うほか、市街地内でも家々の緑化やベンチの設置等で楽しく歩ける環境づくりを行います。
c. 景観ポイントでの施設整備	海やまちが見える景観ポイントでは広場の整備なども行います。

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期
		★	▶		
		★	▶		
		★	▶		
		★	▶		
	●		▶		
		★		▶	
	●				▶
		★		▶	

実施主体			実施時期		
行政	市民・民間	協働	短期	中期	長期

セ) 市街地の街並み景観形成

- | | | | |
|----------------|--|---|---|
| a. 美しい街並み景観づくり | 土地区画整理事業地区や防災集団移転による新市街地をはじめ、防災緑地も含めた市街地内での統一感ある美しい街並み景観づくりのため、緑化協定や建築協定、優良建築物への優遇制度などを積極的に活用、整備します。 | ★ | → |
|----------------|--|---|---|

ソ) ユニバーサルデザインのまちづくり

- | | | | |
|------------------|---|---|---|
| a. 公共空間でのバリアフリー化 | 道路や公共施設、民間施設などの公共空間でのバリアフリー化により、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを進めます。 | ★ | → |
|------------------|---|---|---|

タ) 衛生環境の充実

- | | | | |
|--------------------|---|---|---|
| a. 合併処理浄化槽の普及と適正管理 | 効率的な生活排水処理方法として、各世帯、施設での合併処理浄化槽などの排水設備の設置普及と適正な維持管理を進めます。 | ★ | → |
| b. 排水処理施設の設置 | 水産加工施設の立地にあたっては、排水の処理施設を完備します。 | ● | → |
| c. 水道施設の普及 | 水道の未給水区域の実情に応じて、小規模給水施設の整備などにより水道施設の普及を目指します。 | ★ | → |

チ) 環境美化・環境共生

- | | | | |
|---------------|---------------------------------------|---|---|
| a. 清掃・美化活動の推進 | 海岸や駅前などでの地区住民による清掃や美化活動を継続、拡充します。 | ● | → |
| b. 花いっぱい運動の展開 | 婦人会や農協婦人部、商工会女性部等による花いっぱい運動の展開を続けます。 | ● | → |
| c. 廃棄物不法投棄の防止 | 山間部での廃棄物の不法投棄を防止するための監視活動を行います。 | ★ | → |
| d. 循環型まちづくり | リサイクルや省エネルギー活動等、環境に配慮した循環型まちづくりを進めます。 | ★ | → |



末続付近の紫陽花 (H22年7月)



子どもたちによる苗づくり (H25年11月)